

## 低入札による履行確認調査取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市入札・契約制度検討委員会設置規程（平成17年訓令第9号。以下「規程」という。）第2条第3項の規定に基づき実施する低入札価格による履行確認調査（以下「調査」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 対象となる工事等は、海老名市が発注する一般競争入札又は指名競争入札に付するもののうち、工事又は製造その他についての請負（物品として入札を執行するものを除く。）とする。ただし、予定価格（税込）100万円以下の案件は除く。

(調査基準価格)

第3条 調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、海老名市契約規則第14条に規定する予定価格の100分の50の額とする。ただし、特別の事情により調査基準価格を増額する必要がある場合はこの限りでない。

(入札参加者への周知)

第4条 入札を行うときは、入札の公告に次に掲げる事項を記載し、海老名市ホームページ及び契約検査課窓口等において、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格を設けていること。
- (2) 入札の最低価格(最低制限価格を定める場合は、最低制限価格以上の入札のうち、最低の金額であるものをいう。以下同じ。)が調査基準価格未満の場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定したうえその結果を各入札参加者に通知すること。
- (3) 調査基準価格未満の価格（以下「低入札価格」という。）をもって申込みをした者は、最低価格をもって申込みをした者（以下「最低入札者」という。）であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札価格をもって申込みをした者は、事後の調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

第5条 入札を主管する課等の長（以下「入札主管課長」という。）は、開札した場合において、低入札価格をもって申込みをした者があるときは、落札者の決定を保留するとともに、入札参加者に対して、最低入札者の入札金額を発表し、調査を実施し、かつ後日落札者を決定する旨通知するものとする。

(調査依頼)

第6条 入札主管課長は、前条の規定により入札を終了したときは、当該低入札価格をもって申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行が確保できるかについて海老名市入札・契約制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）に調査を依頼しなければならない。

(検討委員会の任務)

第7条 検討委員会は、低入札価格をもって申込みをした者について入札における適正な契約の履行の可否について調査を行い、当該判断をするものとする。

2 検討委員会の委員長は、規程第6条に規定する部会に前項の任務を行わせることができる。

3 前項による任務を行った場合は、検討委員会の委員長の承認を得なければならない。

(調査事項)

第8条 検討委員会等が行う調査は、次に掲げる事項のうち、委員長又は部会長(以下「委員長等」という。)が必要と認める事項について行う。

- (1) 入札金額を積算した経過
- (2) 履行場所と営業所等との位置関係及び人員配置状況
- (3) 契約履行に必要な設備、資材等の状況
- (4) 官公庁を相手方とする過去の契約履行状況及び履行中の契約状況
- (5) 経営状況、賃金不払状況、下請代金遅延状況
- (6) その他委員長等が必要と認める事項

2 調査は、入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により行う。

(調査結果の通知)

第9条 委員長等は、前条による調査が終了したときは、その結果を入札主管課長に通知するものとする。

(判断結果の手続き)

第10条 入札主管課長は、前条の通知を受けたときは、入札参加者に対する手続きの措置を、次のとおり行うものとする。

- (1) 最低入札者が適正な契約履行がされると認められた場合は、直ちに当該最低入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者にもその旨を通知する。
- (2) 最低入札者が適正な契約履行がされないと認められた場合は、当該最低入札者の入札を無効又は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札候補者又は最低入札者とする。この場合において、次順位者の申し込みが低入札価格であるときは、最低入札者と同様の手続きを行う。

2 入札主管課長は、前項の措置をとった場合には、当該措置の内容及び経過を、入札経過調書等に記録するものとする。

(監督体制の強化等)

第11条 入札主管課長は、前条の規定により落札者を決定した場合は、契約の内容に適合した履行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

《平成 17 年 7 月 1 日制定》

《平成 18 年 9 月 1 日一部改正》

《平成 22 年 9 月 30 日一部改正》

《平成 23 年 12 月 20 日一部改正》

《平成 27 年 4 月 1 日一部改正》